

平成 30 年2月議会

## 総務委員会資料

### ○請願第1号

すべての人が安心できる年金制度の創設を  
求める請願について

### 目次

- 1 年金額改定の動向について ……1
- 2 年金分野における社会保障の充実について ……2

中央総合事務所

平成 30 年2月

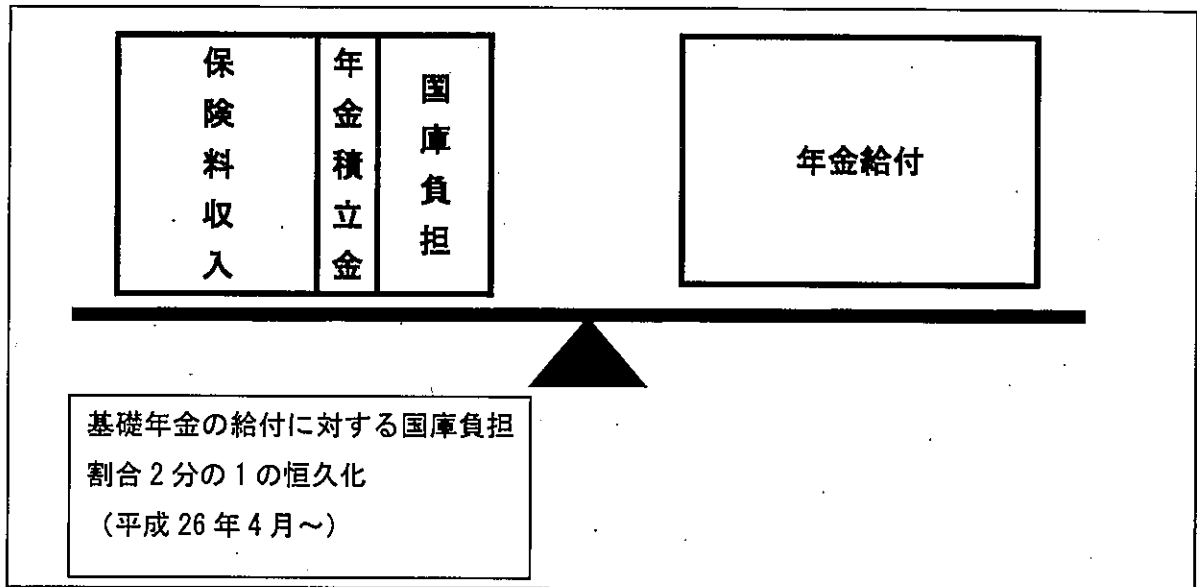


# 1 年金額改定の動向について

## (1) 公的年金額の改正の仕組み

日本の公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料をその時々の高齢者などに仕送りするように年金給付に充てる「世代間の支え合い」という考え方（賦課方式）を基本として運営されている。

年金額は、経済の変化を反映させるため、賃金・物価の変動に応じて改定する仕組みとなっている。



## (2) マクロ経済スライドについて

平成 16 年の年金制度改正で、少子化が進み人口が減少する中で、現役世代の負担が過重なものとならないよう、保険料の上限を固定し、その限られた財源の範囲内で年金の給付水準を徐々に調整する仕組み、いわゆる「マクロ経済スライド」が導入された。

「マクロ経済スライド」では、年金受給者に配慮して前年度より年金額を下げる調整までは行わない措置（名目下限措置）をとっている。

※『スライド調整率』＝『公的年金全体の被保険者の減少率』＋『平均余命の伸びを勘案した一定率』  
毎年度、調整率は異なるが、平成 26 年（2014 年）財政検証に基づく、平成 27 年（2015 年）から 25 年間の見込み（年平均）では、1.2%～1.3%の値が示されている。

## (3) 年金額の改定ルールの見直しについて

平成 28 年に「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（年金改革法）」が成立したことにより、ルールの見直しが行われた。

## 2 年金分野における社会保障の充実について

### (1) 受給資格期間の短縮（平成 29 年 8 月施行）

納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する。

### (2) 低所得高齢者等への福祉的給付（年金生活者支援給付金）

所得の額が一定基準を下回る老齢基礎年金の受給者や一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者について、月額 5 千円を基準として支給を行う。

※ 消費税が 10%へ引き上げとなる時期（平成 31 年 10 月）にあわせて施行予定とされている。



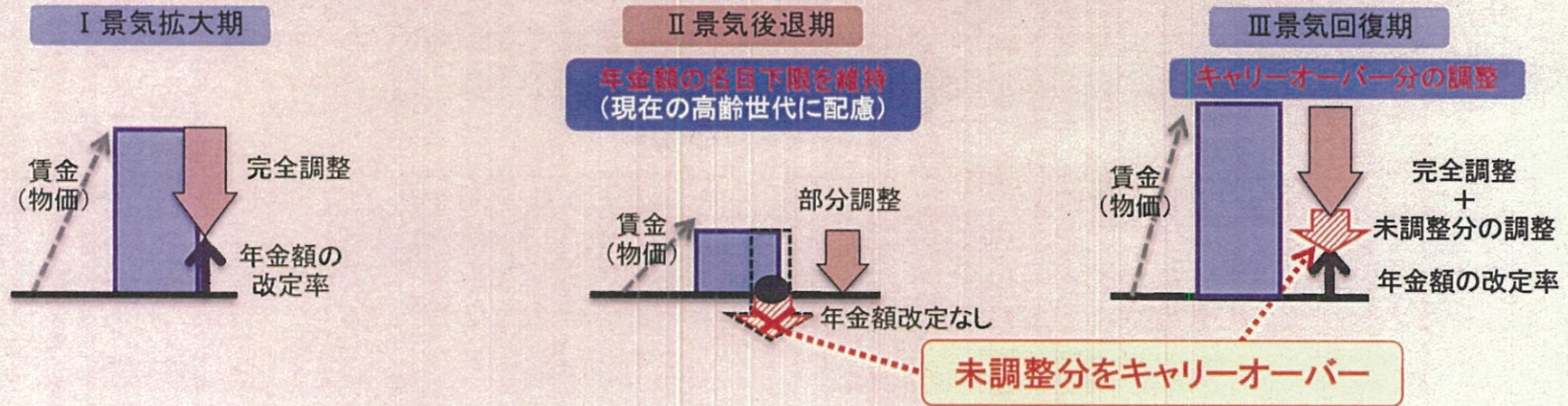
# 年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【平成33年4月施行】

## ① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



## ② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

